



目 次	ページ
規 則	
◎高知県スポーツ振興県民会議規則	1
◎高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	1
高知県教育委員会規則	
◎高知県博物館の登録に関する規則	1
◎高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則	3

規 則

高知県スポーツ振興県民会議規則をここに公布する。
令和5年3月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第23号

高知県スポーツ振興県民会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県スポーツ振興県民会議条例（昭和37年高知県条例第12号）第11条の規定に基づき、高知県スポーツ振興県民会議（以下「県民会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
(会議の開催等)

第2条 県民会議の会議（第5条第3項を除き、以下「会議」という。）は、1年度につき3回開催する。ただし、会長が特に認める場合は、この限りでない。

2 会議において議決を得なければならない事項のうち、会長が県民会議の運営に支障がないと認める事項については、書面審議による開催により会議の議事に代えることができる。
(委員等の辞職)

第3条 委員及び臨時委員は知事の、専門委員は会長の承認を得て、辞職することができる。
(幹事)

第4条 県民会議に幹事若干人を置き、県職員のうちから、知事が任命する。

2 幹事は、会長の指揮を受け、委員、臨時委員及び専門委員を補佐する。
(会議録)

第5条 会議録には、会議の次第並びに会議に出席した委員及び臨時委員の氏名を記載するものとし、幹事の中から議長が指名する者に会議録を調製させるものとする。

2 会議録には、議長が署名しなければならない。

3 前2項の規定は、部会の会議について準用する。
(庶務)

第6条 審議会の庶務は、高知県文化生活スポーツ部スポーツ課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が県民会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(高知県スポーツ推進審議会条例施行規則の廃止)
- 高知県スポーツ推進審議会条例施行規則（平成29年高知県規則第32号）は、廃止する。

高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第24号

高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成9年高知県規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表5の項(2)中「第29条」を「第5章」に改める。

別記第1号様式及び別記第3号様式から別記第6号様式までの規定中「@」及び「印」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

教育委員会規則

高知県博物館の登録に関する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第6号

高知県博物館の登録に関する規則

博物館の登録に関する規則（昭和27年高知県教育委員会規則第2号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第22条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録申請書の様式)

第2条 法第12条第1項の登録申請書は、別記第1号様式によるものとする。

(登録の審査に関する基準)

第3条 法第13条第1項第3号から第5号までの都道府県の教育委員会の定める基準は、高知県教育長（第7条において「教育長」という。）が定める。
(博物館登録原簿の様式)

第4条 法第14条第1項の博物館登録原簿は、別記第2号様式によるものとする。

(博物館登録審査会)

第5条 高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、博物館の登録に関して意見を聴くため、高知県博物館登録審査会（以下この条において「審査会」という。）を置く。

2 教育委員会は、法第13条第3項（法第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、法第11条の規定による登録又は法第19条第1項の規定による登録の取消しをしようとするときは、審査会の意見を聴くものとする。

3 審査会は、教育委員会が学識経験者のうちから委嘱し、又は任命する委員5人以内で組織する。

4 審査会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

5 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

6 前2項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

(登録の公表等)

第6条 教育委員会は、法第14条第2項、第15条第2項、第19条第3項及び第20条第2項の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を告示するものとする。

- 法第11条の規定による登録をしたとき。
- 法第15条第1項の規定による変更の届出があったとき。
- 法第19条第1項の規定による登録の取消しをしたとき。
- 法第20条第1項の規定による廃止の届出があったとき。

2 前項の規定は、法第31条第1項の規定により博物館に相当する施設としての指定をし、又は同条第2項の規定により博物館に相当する施設としての指定を取り消したときにおける同条第3項の規定による公表について準用する。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の規定により告示する事項は、その旨及び次に掲げる事項とする。

- 第1項第1号に該当する場合にあっては、博物館の設置者の名称及び住所、博物館の名称及び所在地並びに登録年月日
- 第1項第2号に該当する場合にあっては、前号に掲げる

事項のうち変更がある事項及び変更年月日

(3) 第1項第3号に該当する場合にあっては、第1号に掲げる事項（登録年月日を除き、変更があったときは、変更後のものに限る。次号において同じ。）及び取消し年月日

(4) 第1項第4号に該当する場合にあっては、第1号に掲げる事項及び廃止年月日

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 郵便番号

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

博物館登録申請書

博物館法第11条の規定による博物館の登録を受けたいので、同法第12条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所

2 登録を受けようとする博物館の名称及び所在地

第2号様式（第4条関係）

博物館登録原簿

事項	日付	年	月	日	登録変更	登録変更	年	月	日
	番号	第	号	日					
	名称	住所	名称	所在地					
	設置者		博物館						
	備考								

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第7号

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

高知県認定こども園条例施行規則（平成18年高知県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

附則第6項の表中

前項	条例別表2の(1)及び(2)並びに第10条第1項第1号及び第3号の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者並びに幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者	教育委員会が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者
----	--	--

を

附則第5項	条例別表2の(1)及び(2)並びに第10条第1項第1号及び第3号の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者並びに幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者	教育委員会が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者
前項	条例別表2の(1)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等

に改め、同項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。

6 条例別表2の(1)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、同表2の(3)の規定により、当分の間、1人に限って、当該連携型外認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を

もって代えることができる。ただし、満1歳に満たない子どもの数が4人に満たない連携型外認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該連携型外認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表の5中

「 (9) 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と連携型外認定こども園との間で日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等、日常的な連携を図ること。この場合においては、職員間の連絡及び協力体制を築き、家庭からの信頼を得ることができるようにすること。

(10) 教育及び保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育て力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭及び住民の子育て力の向上及び子育て経験の継承につながることから、これを促すこと。この場合においては、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるよう配慮すること。」

を

「 (9) 連携型外認定こども園の職員は、当該連携型外認定こども園の子どもに対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。

(10) 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と連携型外認定こども園との間で日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等、日常的な連携を図ること。この場合においては、職員間の連絡及び協力体制を築き、家庭からの信頼を得ることができるようにすること。

(11) 教育及び保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育て力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭及び住民の子育て力の向上及び子育て経験の継承につながることから、これを促すこと。この場合においては、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるよう配慮すること。」

に改める。

別記第1号様式中「㊟」を削る。

別記第2号様式注中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19

条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

別記第5号様式注中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「「保育短時間認定」とは同法第20条第3項」を「「保育短時間認定」とは同条第3項」に改める。

別記第7号様式から別記第11号様式までの規定中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。